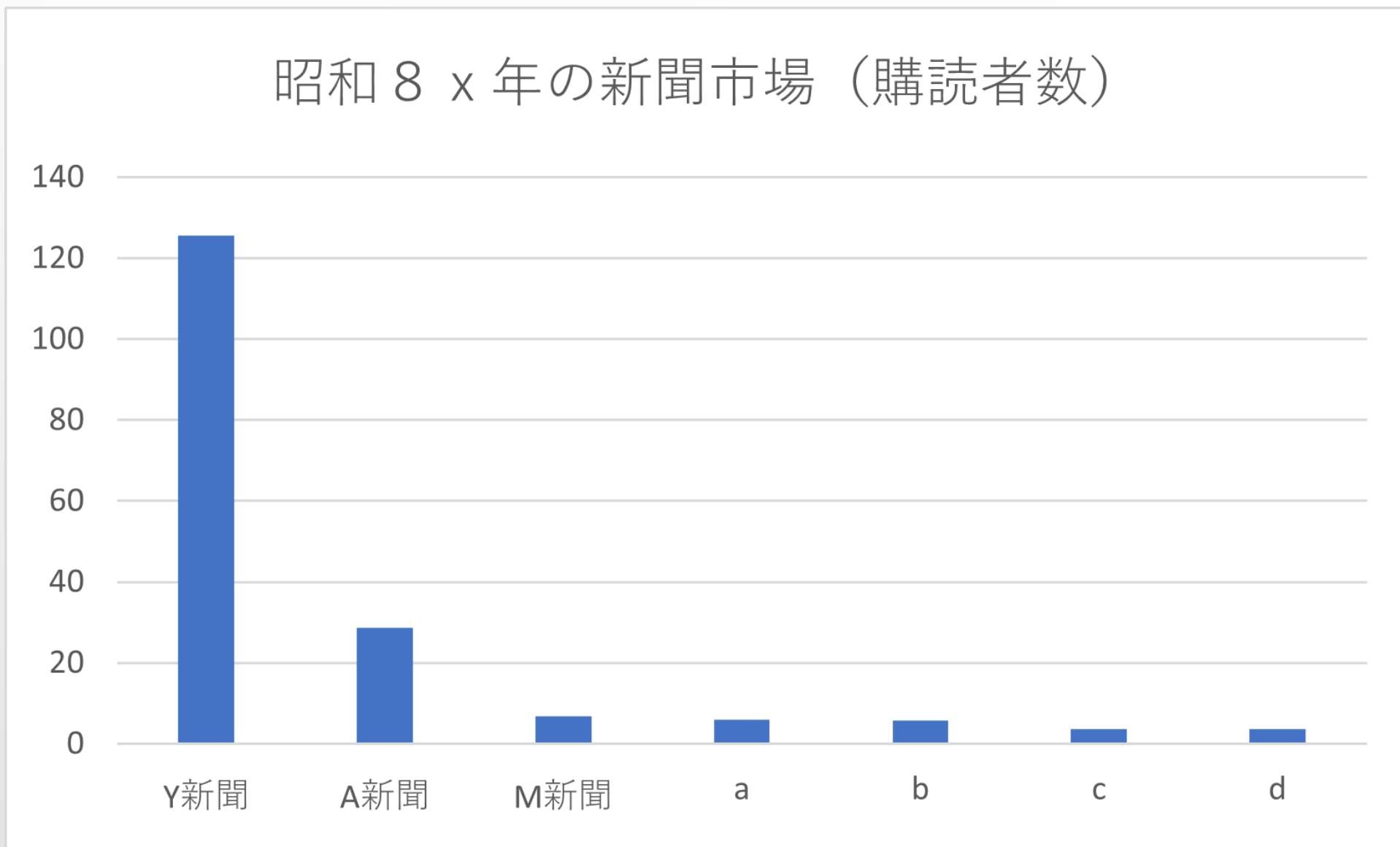


日本経済法学会2021年大会 シンポジウム

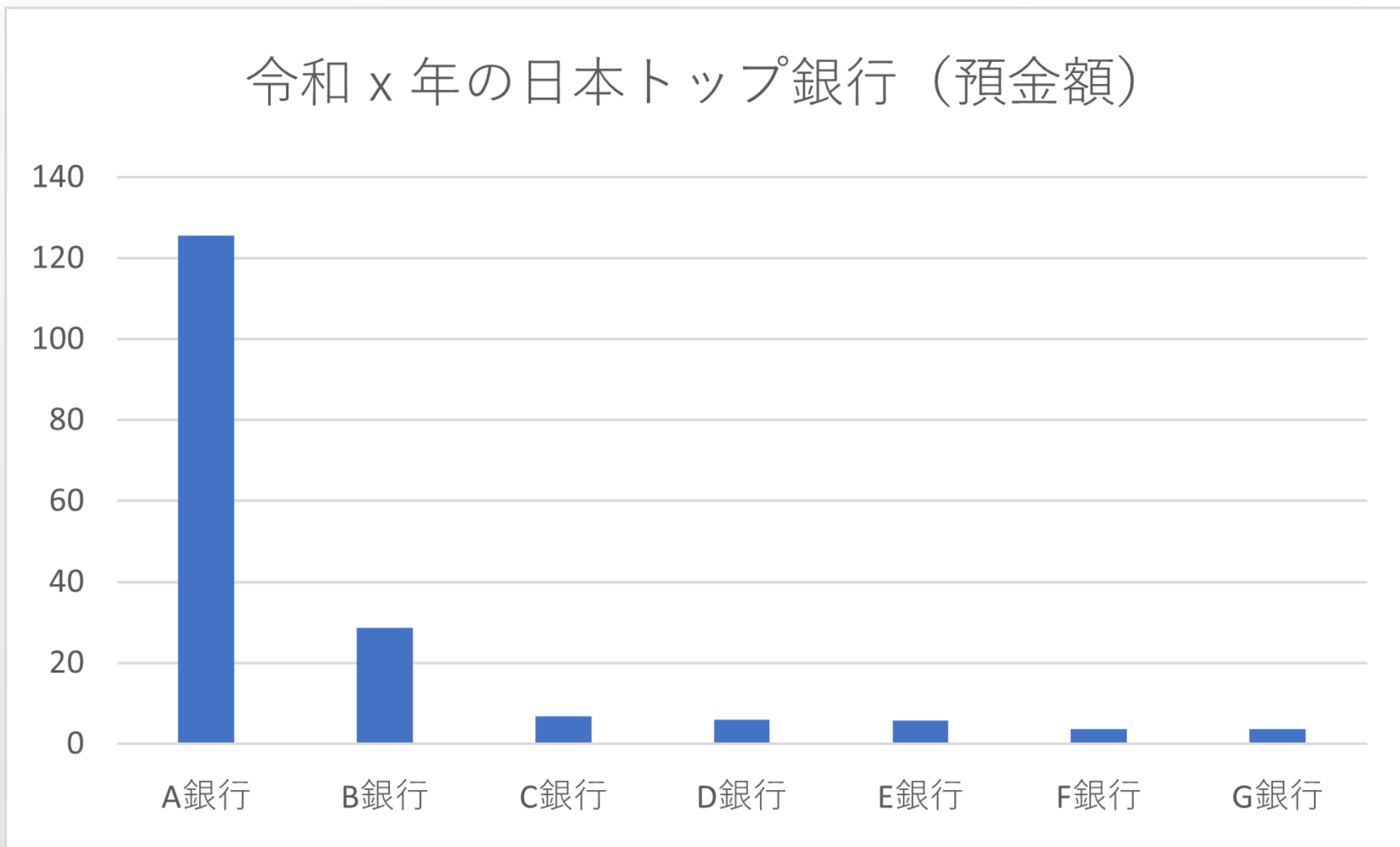
デジタルプラットフォームと 企業結合規制

和久井 理子

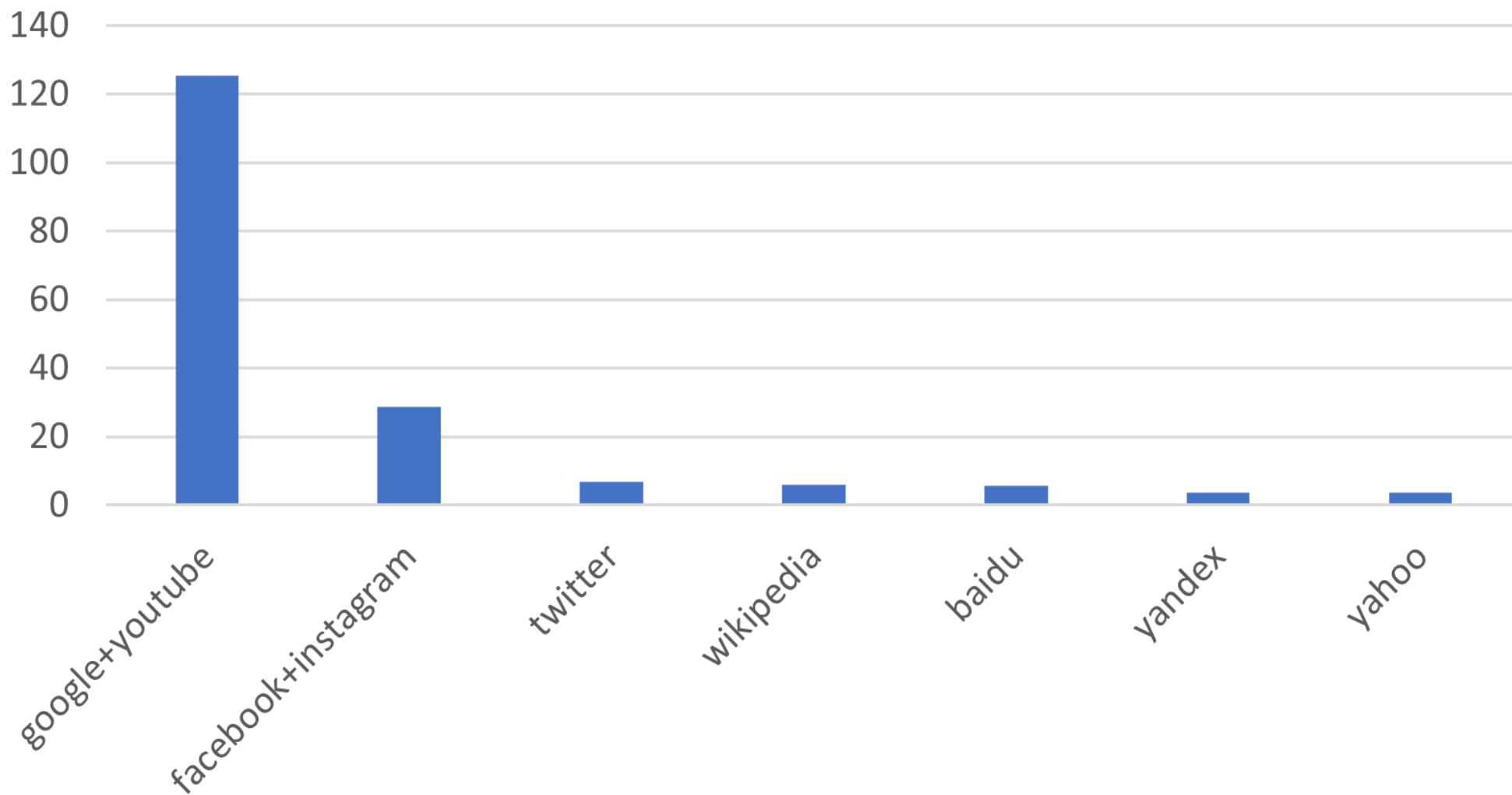
世界がもし「日本」だったら



世界がもし「日本」だったら

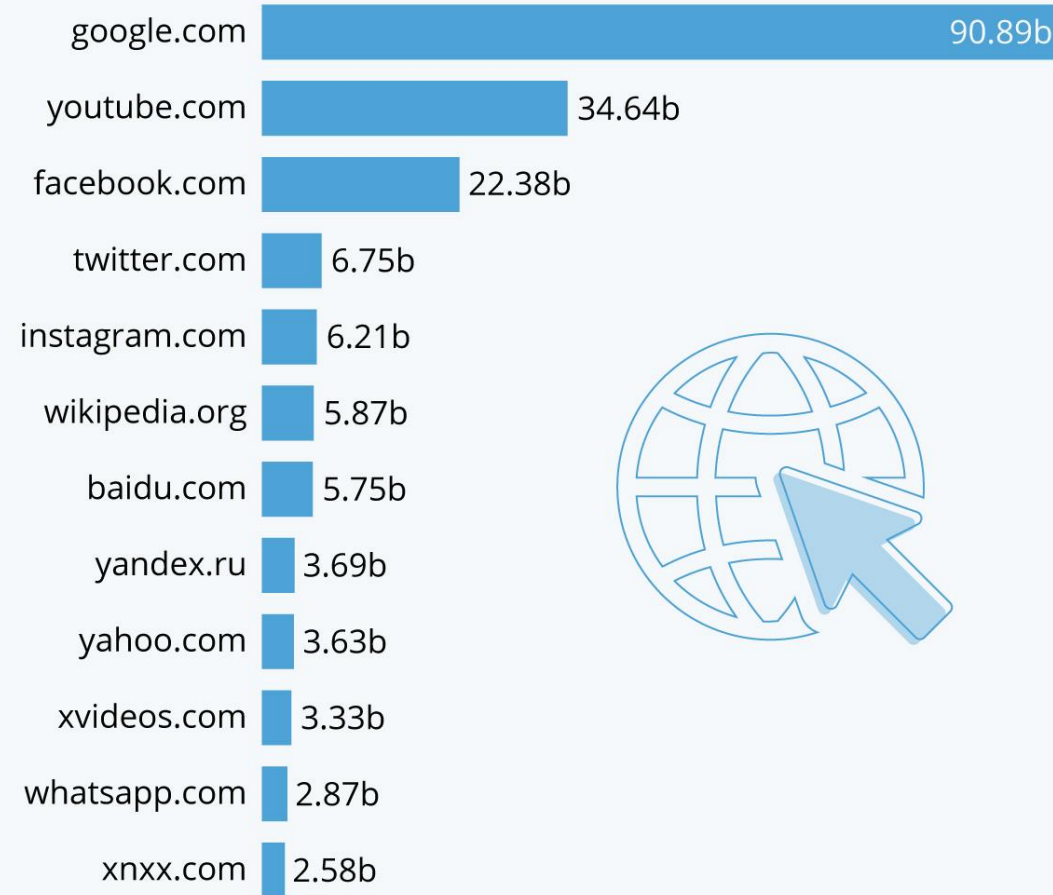


The World's Most Popular Websites*



The World's Most Popular Websites

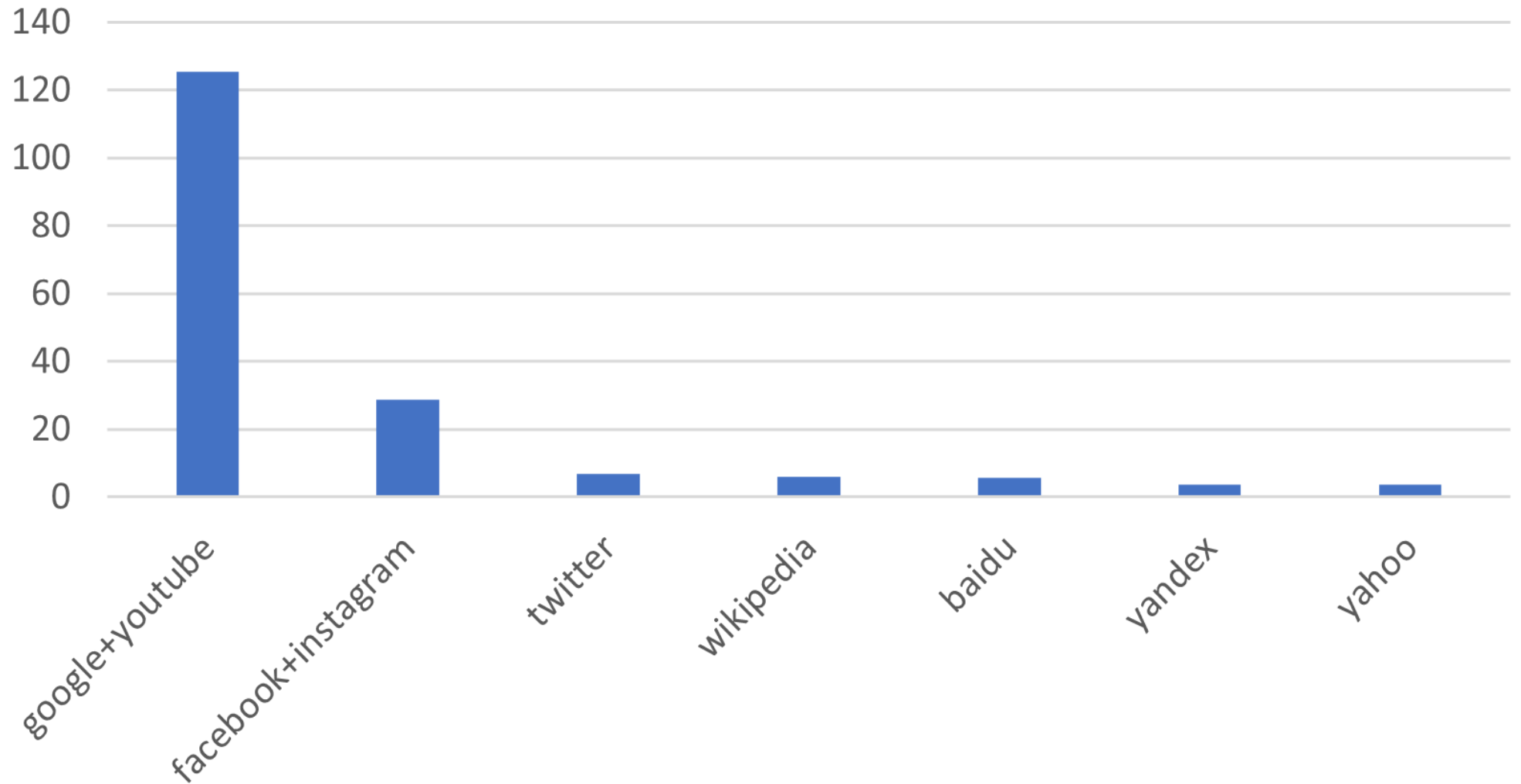
Websites with the most visits in May 2021



Source: SimilarWeb

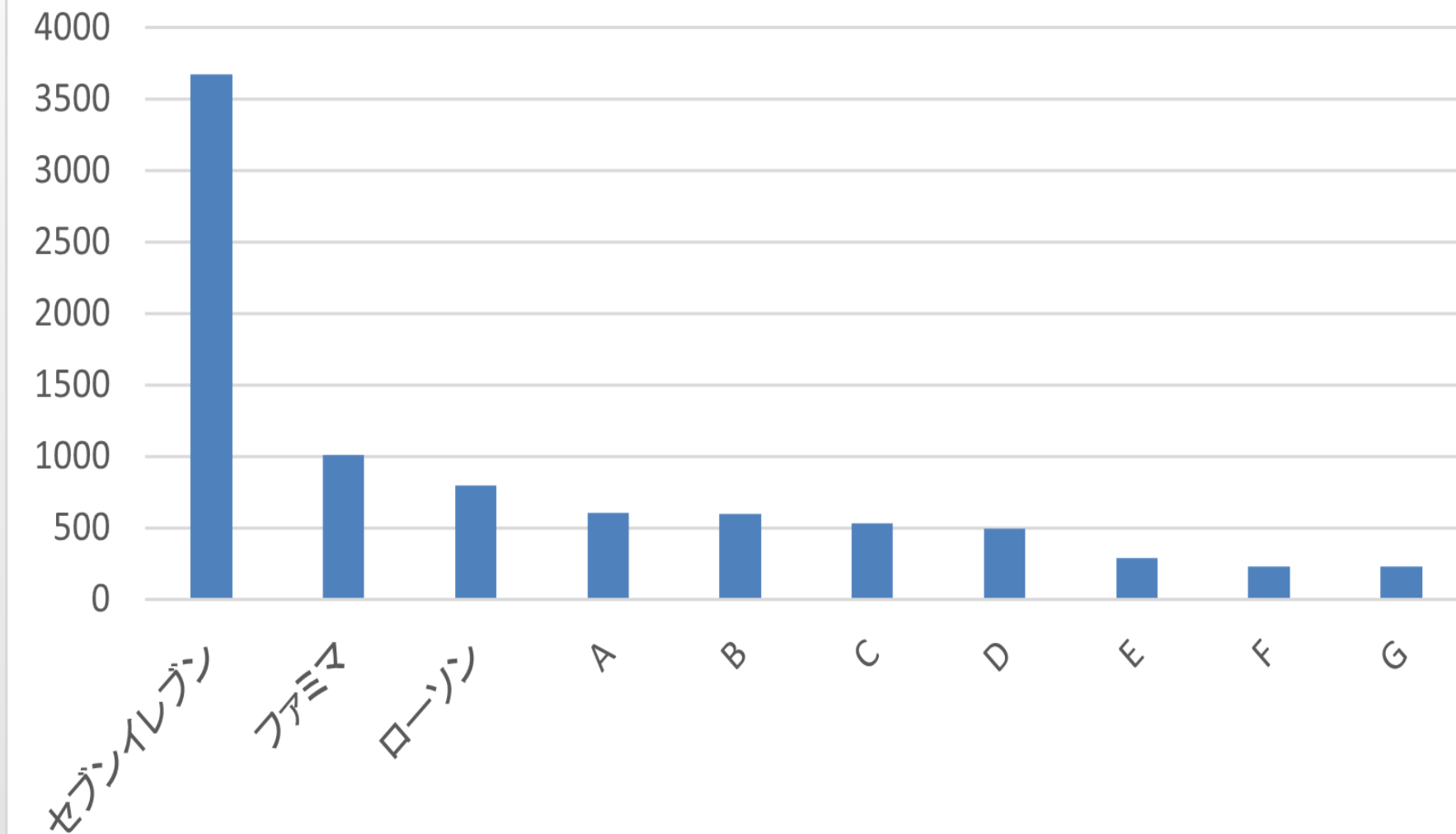


The World's Most Popular Websites*



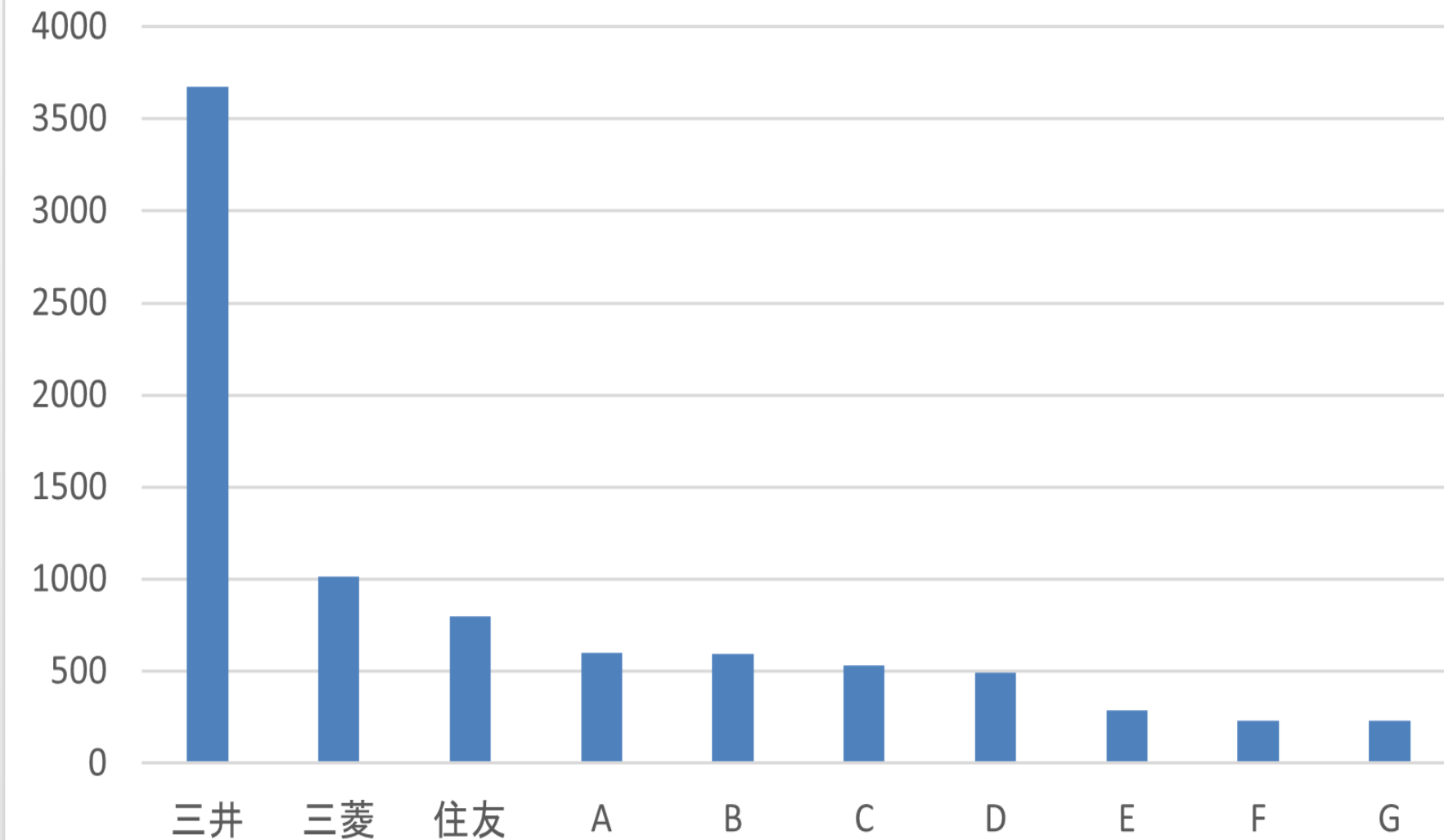
世界がもし「日本」だったら

平成4x年のコンビニ・チェーン売上高

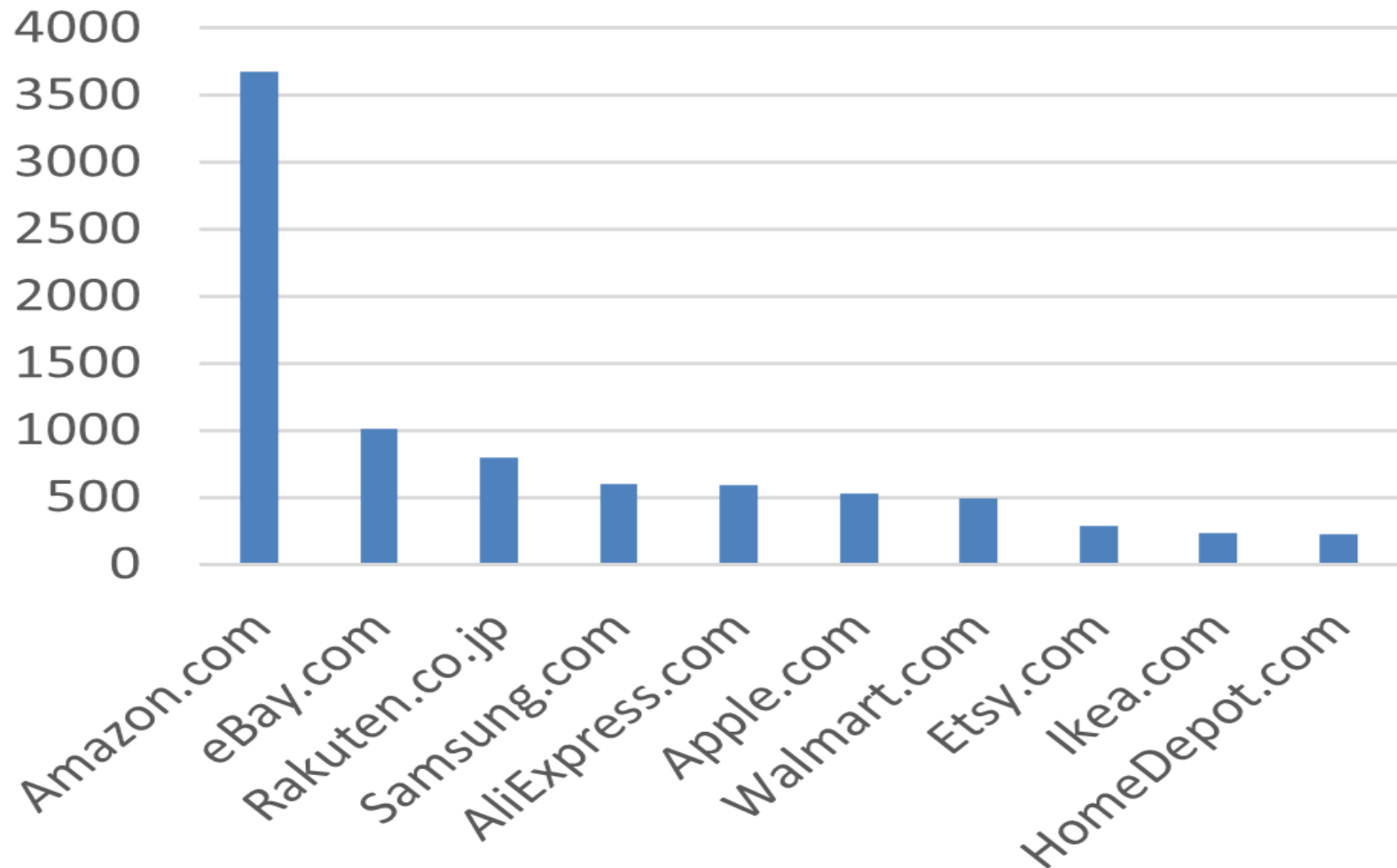


世界がもし「日本」だったら

昭和9X年の商社(売上高)



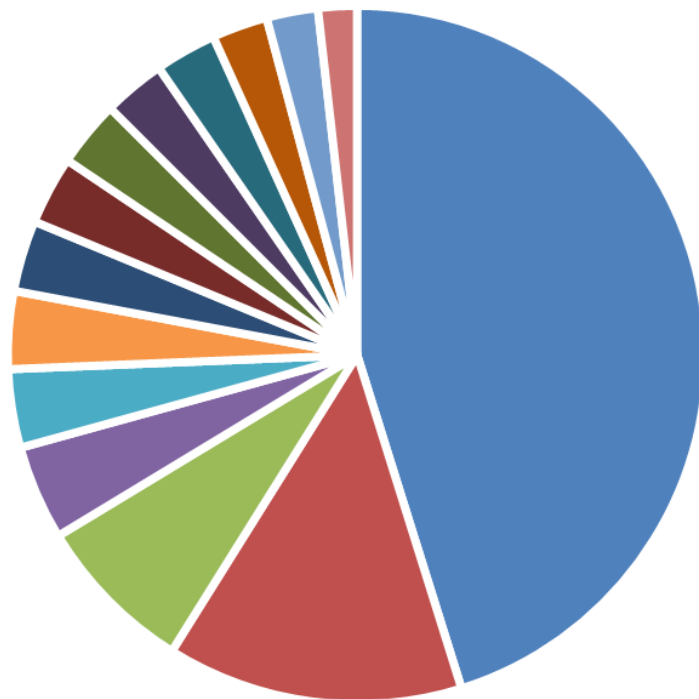
Leading retail websites worldwide 2020 by traffic



Top retail websites
by global traffic
2020 | Statista

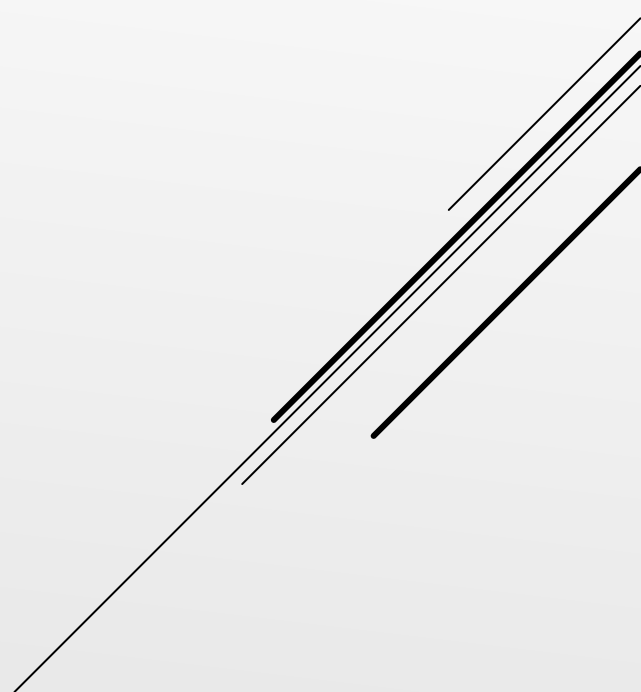
世界がもし「日本」だったら

昭和7X年 企業集団が輸出に 占める割合



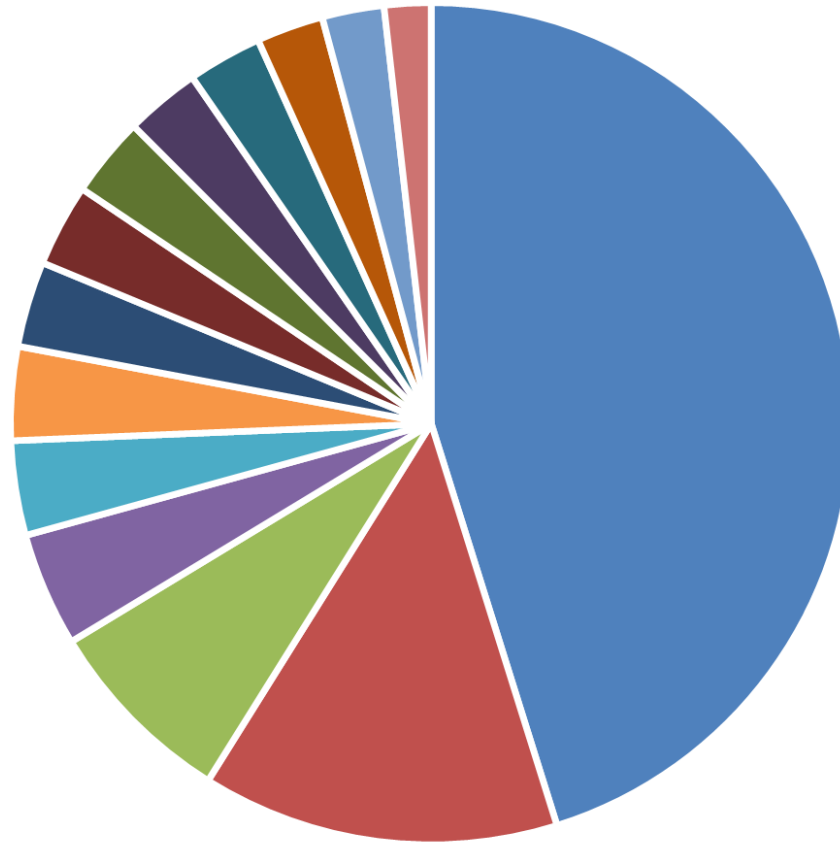
■ A ■ B ■ C ■ D ■ E ■ F ■ G ■ H ■ I ■ J ■ K ■ L ■ M ■ N

Global social networks ranked by number of users 2021	
Most popular social networks worldwide as of July	
Facebook	2853
YouTube	2291
WhatsApp*	2000
Instagram	1386
Facebook Messenger*	1300
Weixin / WeChat	1242
TikTok	732
QQ	606
Douyin**	600
Telegram	550
Sina Weibo	530
Snapchat	514
Kuaishou	481
Pinterest	478
Reddit*	430
Twitter	397
Quora*	300
	16690



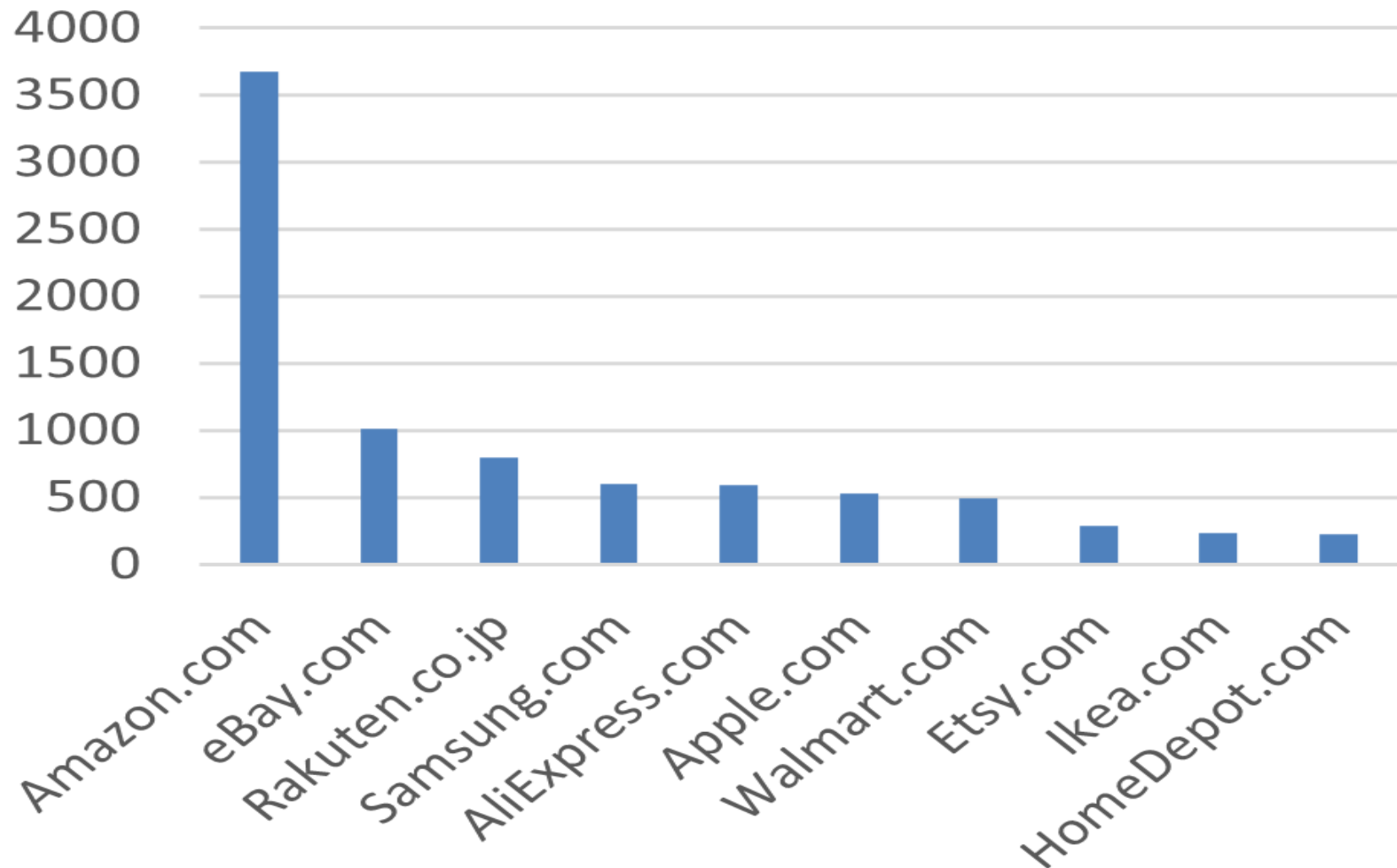
- Most used social media 2021 | Statista (色掛け、合計値は筆者)

Global social networks by number of users 2021



■ Facebook gr ■ Youtube ■ a ■ b ■ c ■ d ■ e ■ f ■ g ■ h ■ i ■ j ■ k ■ l

Leading retail websites worldwide 2020 by traffic



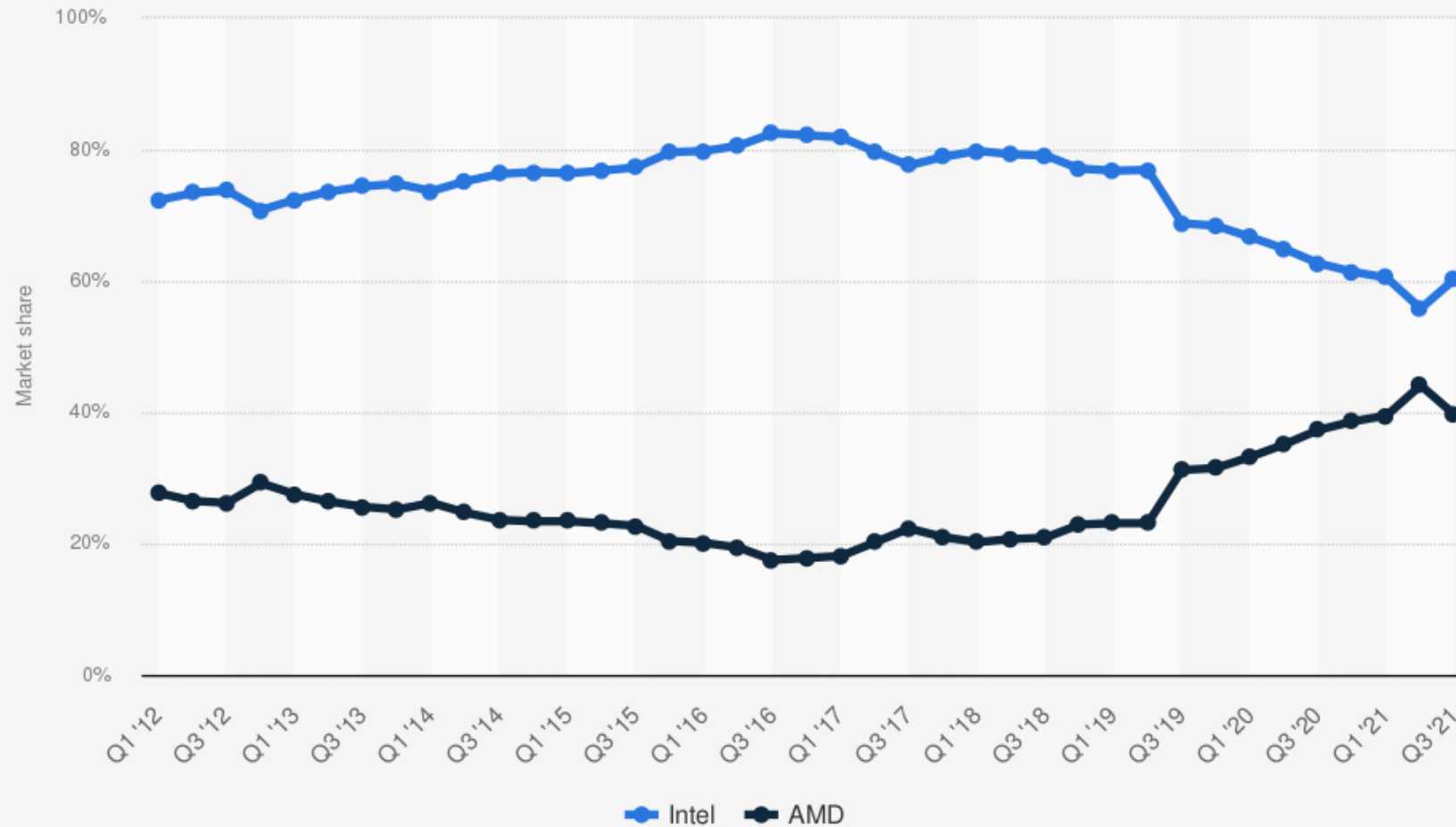
Top retail websites
by global traffic
2020 | Statista

- ▶ ネットワーク効果
- ▶ 規模・範囲の経済
- ▶ データの重要性
- ▶ Tipping、ロックイン、参入障壁
- ▶ 現状維持バイアス、デフォルトバイアス
- ▶ 二重の役割（dual roles）、自己優遇等
- ▶ エコシステムの在り方を一方的に決める地位（rule setter）

デジタルプラットフォームの特徴

企業結合規制の重要性と課題

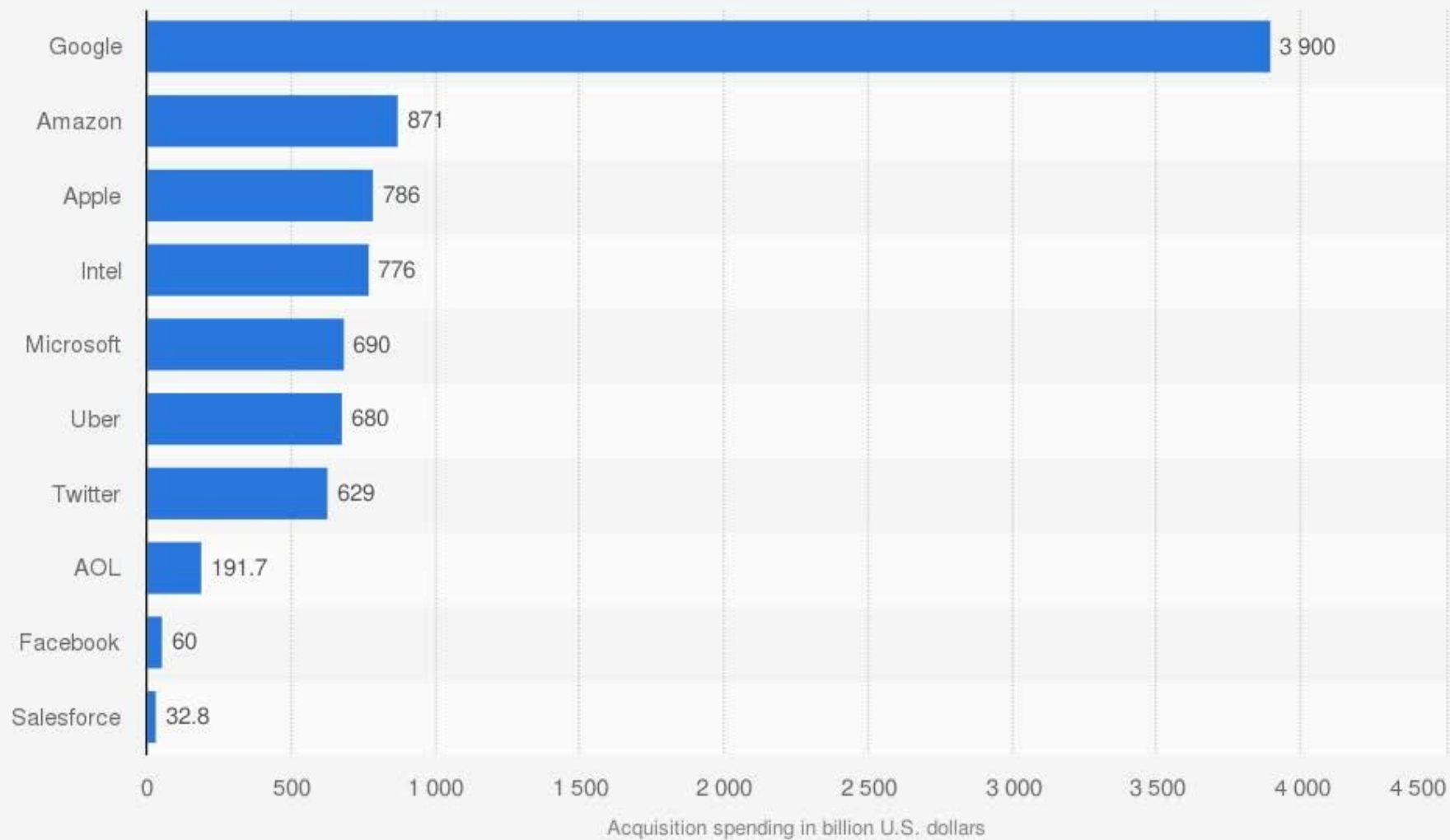
Distribution of Intel and AMD x86 computer central processing units (CPUs) worldwide from 2012 to 2021, by quarter



Source
PassMark (CPU Benchmark)
© Statista 2021

Additional Information:
Worldwide; 2012 to 2021

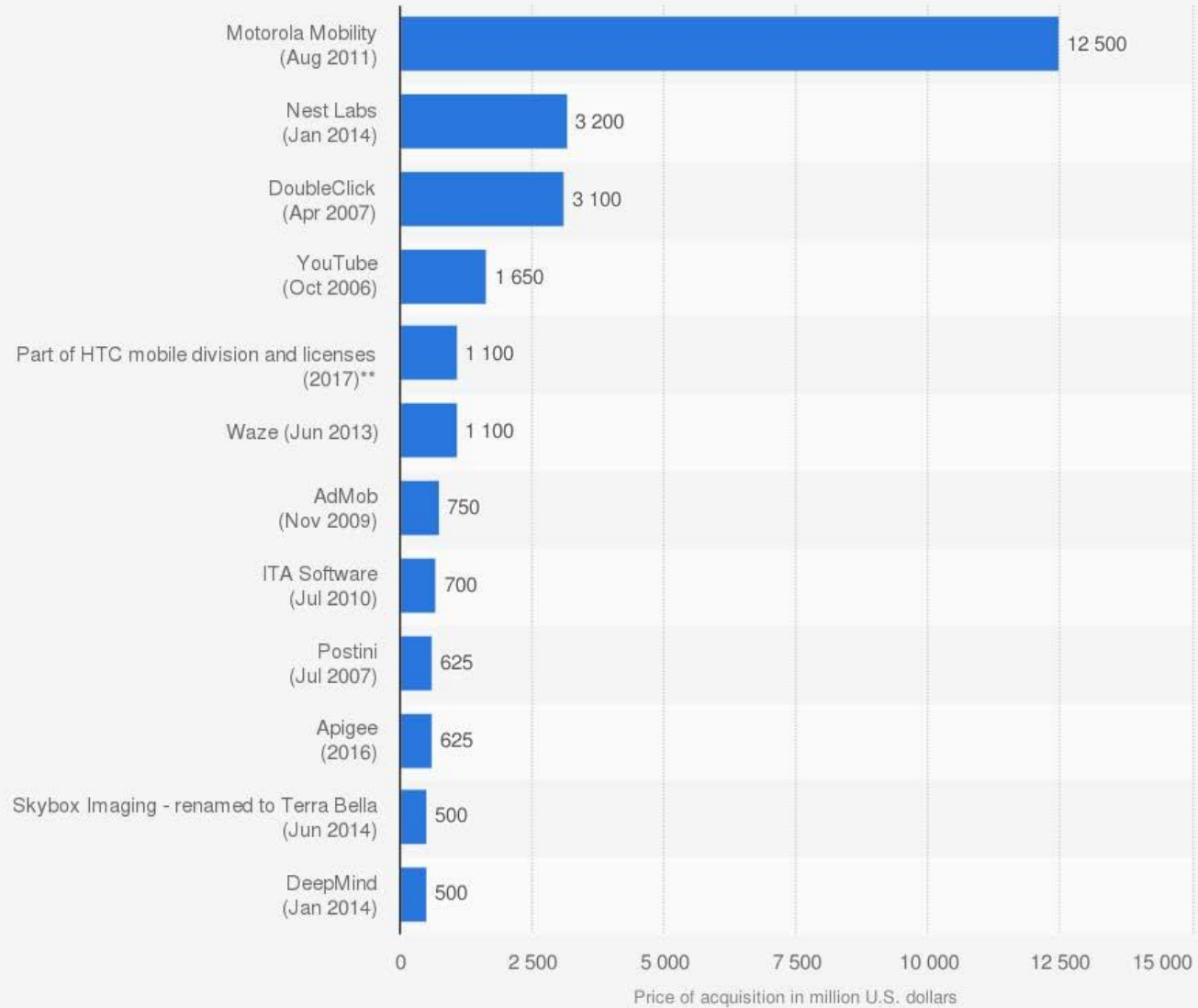
Artificial intelligence startup acquisitions spending of tech companies from 1998 to 2017 (in million U.S. dollars)*



Source
Website
© Statista 2020

Additional Information:
Worldwide; Website (techrepublic.com); January 2018

Most expensive acquisitions by Google as of September 2017 (in million U.S. dollars)



Source
CrunchBase
© Statista 2021

Additional Information:
Worldwide; CrunchBase; September 2017

News 3

Googleが巨大動画投稿サイト「YouTube」を買収 国内動画投稿サイトの認知度は上がらず

動画投稿サイトの巨人「YouTube」を、インターネット業界の巨人「Google」が16億5000万ドルで買収。2006年10月9日から10日にかけて飛び込んできたニュースは、業界を一気に駆け巡った。

米ユーチューブが運営する「YouTube」は世界最大規模の動画投稿サイト。さまざまな動画が世界中のユーザーからアップロードされ、誰でも閲覧できるサイトだ。コンテンツには5段階で投票したり、コメントを付けたりできる。

一方、米グーグルも同様の動画投稿サイト「Google Video」を運営。YouTubeと同様、人気を博している。この2大動画投稿サイトがグーグルの下で運営されていくことになることから、サービス統合などさまざまな憶測が流れたが、両社は否定。それぞれ独立したサイトとして運営していくとしている。「まだまだ多く

世界でも最大規模の「YouTube」と「Google Video」



利用率が最も高い動画投稿・共有サイトの「YouTube」。著作権を侵害したコンテンツの投稿も多く、課題を抱えている

ル)という状態。

ここでいう課題の中で最も大きいのは違法コンテンツの問題だ。投稿されている動画はオリジナルとして作成されたものだけではない。テレビ番組をキャプチャーしたものから販売されているDVDの映像など、著作権を侵害した違法コンテンツも多く存在する。

こうした状況を重く見た国内の映



「YouTube」を買収したGoogleが運営する動画投稿・共有サイトの「Google Video」。特に統合は考えていないという

ブに対し、約3万の違法コンテンツのファイル削除を要請。さらに追加要請として、事前に違法コンテンツの投稿を防ぐための具体的な対策を求めるなど、著作権者や団体との摩擦は収まる気配がない。

国内組はいまひとつ

一方、国内でもいくつかの動画投稿サイトが立ち上がっているが、い

日経パソコン（2006年12月25日号）「ネット上を騒がせた2006年版 5大ニュース」

2010/01/27

日経産業新聞 4ページ

(注：Googleによるダブルクリック買収は2008年)

ダブルクリック 完全子会社に

トランスコスモス発表

トランスコスモスは、約6割出資する大証ヘラクレス上場のネット広告

会社、ダブルクリックを株式交換で3月に完全子会社にする」と発表した。

ダブルクリックのメール配信やウェブサイトの分析などの事業を自社に統合し、開発力を高める。ダブルクリックのネット広告配信事業は約40億円で米Googleに譲渡する。

トランスコスモスは2002年に米ダブルクリックからダブルクリック

日本法人をTOB（株式公開買い付け）で子会社化した。Googleは08年に米ダブルクリックを買収しており、日本法人の広告配信事業も譲り受け

る。ダブルクリックは3月24日で上場廃止となる予定。

好みに合ったディスプレイ（画像や動画）広告を配信する「DART」は何としても手に入れた武器だった。

大型買収の認可も、「日本を除く」

そのために大型買収に動き、2008年3月、欧州委員会の承認をもって手続きを無事、完了した。唯一、日本を除けば、の話だが。

ダブルクリックは設立時、日本法人に対してDARTの独占的ライセンス契約を供与した。併せて、日本法人の親会社であるトランスコスモスと、お互いに類似の競合サービスを提供できない「競業禁止義務契約」も締結した。

つまり、グーグルが米ダブルクリックを買収しても、日本ではトランスコスモスと競合するサービスを提供でき

グーグルが“わざわざ”挨拶に

米国では検索エンジン市場で圧倒的首位のグーグル。ただ、日本では長きにわたり、検索シェア、広告売り上げともにヤフーの後塵を拝している。

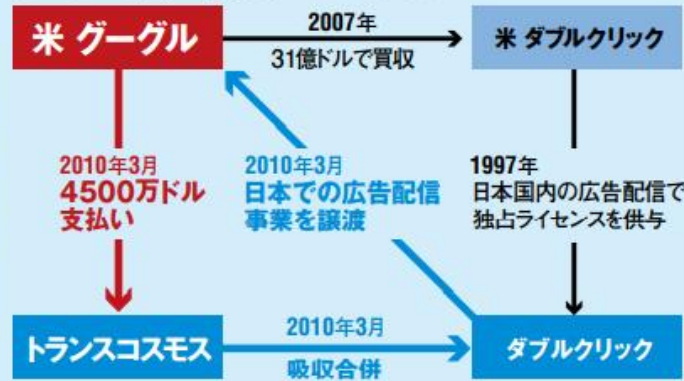
ネット広告専門代理店のサイバー・コミュニケーションズに最近、グーグル側から挨拶があったという。「こうした動きは過去にない。ディスプレイ広告の販売をにらみ、日本独特の販売形態を作ろうとしているのでは」と同社の長澤秀行社長は見る。2009年11月からは国内で初めてテレビCMを出稿し、身近な存在であることを訴えるなど、かつてない動きが目立つ。

“らしからぬ”言動が示すプライドを捨てたグーグルの姿。この泥臭さこそ、競合他社に脅威になるのかもしれない。
(小笠原 啓、原 隆) ■

「時事深層グーグル、泥臭くヤフー追撃」日経ビジネス2010年02月08日号



2年の時間を費やした権利処理 グーグルとダブルクリックを巡る関連図



米グーグルは広告収入の拡大へ(写真は米本社)

「時事深層」は96ページに続きます。

4 垂直統合

前記第2部第2では広告仲介の各サービス（媒体社側アドサーバー、広告主側アドサーバー、DSP、SSP/アドエクスチェンジ及びアドネットワーク）の我が国におけるシェアを示した。一部のデジタル・プラットフォーム事業者は海外において買収等を

重ねた結果、これら各サービスのうち取引段階の異なる複数のサービスを同時に提供していることがある（以下「垂直統合」という。）。例えば、グーグルは、媒体社側アドサーバーを提供していたダブルクリックを媒体社側アドサーバーの普及期であった2000年代に買収し、それが媒体社側アドサーバーでのシェアを伸ばす一因になったと考えられる。

垂直統合は技術的な効率性を高める一方で、デジタル・プラットフォーム事業者が自ら提供するサービスを競合する他社のサービスに対して優遇する、いわゆる自社優遇を引き起こすおそれがある。例えばSSPとして媒体社の利益を代理する立場にあり

News 3

Googleが巨大動画投稿サイト「YouTube」を買収 国内動画投稿サイトの認知度は上がらず

動画投稿サイトの巨人「YouTube」を、インターネット業界の巨人「Google」が16億5000万ドルで買収。2006年10月9日から10日にかけて飛び込んできたニュースは、業界を一気に駆け巡った。

米ユーチューブが運営する「YouTube」は世界最大規模の動画投稿サイト。さまざまな動画が世界中のユーザーからアップロードされ、誰でも閲覧できるサイトだ。コンテンツには5段階で投票したり、コメントを付けたりできる。

一方、米グーグルも同様の動画投稿サイト「Google Video」を運営。YouTubeと同様、人気を博している。この2大動画投稿サイトがグーグルの下で運営されていくことになることから、サービス統合などさまざまな憶測が流れたが、両社は否定。それぞれ独立したサイトとして運営していくとしている。「まだまだ多く

世界でも最大規模の「YouTube」と「Google Video」



利用率が最も高い動画投稿・共有サイトの「YouTube」。著作権を侵害したコンテンツの投稿も多く、課題を抱えている

ル)という状態。

ここでいう課題の中で最も大きいのは違法コンテンツの問題だ。投稿されている動画はオリジナルとして作成されたものだけではない。テレビ番組をキャプチャーしたものから販売されているDVDの映像など、著作権を侵害した違法コンテンツも多く存在する。

こうした状況を重く見た国内の映



「YouTube」を買収したGoogleが運営する動画投稿・共有サイトの「Google Video」。特に統合は考えていないという

ブに対し、約3万の違法コンテンツのファイル削除を要請。さらに追加要請として、事前に違法コンテンツの投稿を防ぐための具体的な対策を求めるなど、著作権者や団体との摩擦は収まる気配がない。

国内組はいまひとつ

一方、国内でもいくつかの動画投稿サイトが立ち上がっているが、い

日経パソコン（2006年12月25日号）「ネット上を騒がせた2006年版 5大ニュース」

- ▶ ネットワーク効果
- ▶ 規模・範囲の経済
- ▶ データの重要性
- ▶ Tipping、ロックイン、参入障壁
- ▶ 現状維持バイアス、デフォルトバイアス
- ▶ 二重の役割（dual roles）、自己優遇等
- ▶ エコシステムの在り方を一方的に決める地位（rule setter）

デジタルプラットフォームの特徴

企業結合規制の重要性と課題

- ▶ ネットワーク効果、規模の経済性、データ集積（後記）による支配的地位確立・強化

（考慮要因）

- ▶ 当事会社の規模
- ▶ マルチホーミング、ロックイン、データポータビリティ等
- ▶ 利用者のバイアス、「アテンション」の集中
- ▶ 参入障壁、等

* 競争促進効果と相互運用・相互接続

水平的な規模の拡大

* キラー買収 (Killer acquisition)

* 新規参入者と連携することで、支配的プラットフォームとその提携企業が提供する一連のサービス群 (エコシステム) を構築することができる企業の買収も、競争者が出ないようにしておく戦略の一つでありうる。

* 内部資料の重要性

* イノベーションへの影響について

**潜在的競争者・スタートアップ企業を消滅
させることによる支配的地位維持**

投入要素・組み合わせ提供されるものの例：データ、API、アルゴリズム、クラウド・サービス、検索結果上1ページ目・高順位に表示されること等（ただし、データは別途）

（考慮要因）

- ・能力とインセンティブ
- ・能力については利用者のバイアスも考慮すべき

* 「二重の役割」

**投入要素へのアクセス困難化・
組み合わせ提供による排除**

- ▶ 投入要素としてのデータ：パーソナライゼーション、アルゴリズムのトレーニング等

(考慮要因)

- ・データ：他の方法により取得不可能、量、即時性、範囲
- ・ポータビリティ、相互接続・運用
- ・法律等によるアクセスさせることに対する制限

* 利用方法がある程度わからないと

* 様々な財の提供から取得しうる（共通ID） /
差別的扱いが可能なら...

データ集積・利用

- ▶ ライバルに対して競争上優位に
- ▶ 競争、脅威となりそうなライバルの存在をつきとめる上ためにも利用されているとの指摘

(考慮要因)

- ・ 他の手段では獲得することができない機微情報か

ライバル等からの機微情報入手

- ▶ 「(株)KADOKAWA及び(株)ドワンゴによる共同株式移転」『平成26年度における主要な企業結合事例について』事例8 (2015年6月10日公表)
 - ▶ 「ヤフー(株)による(株)一休の株式取得」『平成27年度における主要な企業結合事例について』事例8 (2016年6月8日公表)
 - ▶ 「エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得に関する審査結果について」(2019年10月24日公表)
 - ▶ 「Zホールディングス株式会社及びLINE株式会社の経営統合に関する審査結果について」(2020年8月4日公表)
 - ▶ 「グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する審査結果について」(2021年1月14日公表)
- ※ セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合(2021年7月1日公表)

公取委審査例の検討

○公取委は、様々な悪影響発生機序を考慮

○潜在的競争者・スタートアップ企業の統合による悪影響は検討されたことなし

○公表文中で各事例及び財について生じる可能性のある悪影響の検討結果が網羅的に書かれているわけではない（→審査体制に関係して後述）

検討 悪影響発生機序

○マルチホーミング、間接ネットワーク効果、ロックイン等について検討

○消費者が実際にいかなる行動をとるかについて

○ライバルの供給能力に関する言及

○ライバル・需要者からの競争圧力の検討について（ロックイン、間接ネットワーク効果、デフォルトバイアス・現状維持バイアス等）

検討 デジタル経済の特徴

○当事会社が行う具体的計画がないとしていたことにも関わらず、ZDH・LINE統合事例でコード決済とこれ以外の事業から得られるデータがコード決済にかかる地位を強化する可能性を肯定

○グーグル・フィットビット統合事例で当事会社が健康関連データをターゲティング広告に利用する可能性を考慮

* 市場で事業能ZDH・LINE統合事例では、公表文書からは必ずしも明らかでなものの、コード決済から得られるデータを利用して他の力を強める可能性を考慮したことも伺える

○同時に単なる憶測にならないようにすることが課題

※「事業能力」概念について：コード決済から得たデータを他のサービスで利用し地位を強める可能性を、コード決済市場について分析する箇所而言及

検討 将来予測・行動変容

- 現状把握・予測の困難性
- 第三者の関与
- 専門的知見の活用
- 公取委の人的資源・予算
- 証拠収集の方法・範囲等

審査体制・手続的側面の検討

公取委は、日本の経済規模、所轄事項の広範さ、競争政策を実現する日本における唯一の行政機関としての地位等に照らして、十分な予算・定員を与えられていないのでは？

必要なリソース

- ▶ データ等を集め解析
- ▶ 専門的知見・分析能力、必要なら外注
- ▶ 公取委内部の人員・時間

公取委のリソースに対する懸念

	Budget (USD million)	Number of officials (total)	Number of officials (merger review)	GDP (USD million)																
Japan	104.3	839	44	5346540																https://one.oecd.org/document/DAF/COMP/AR(2020)18/en/pdf
Korea	158	655	16	2209424																https://one.oecd.org/document/DAF/COMP/AR(2020)19/en/pdf
Australia	182.215	1105		1346385	(include budgets/staff for consumer protection activities)															https://one.oecd.org/document/DAF/COMP/AR(2020)1/en/pdf
US		1724		21433226																https://one.oecd.org/document/DAF/COMP/AR(2020)36/en/pdf
(US FTC)	137	1130			('maintain competition' only)															
(US DOJ A.D.)	165	594																		
EU	130 (110 EUR)	779	68	24036219																https://one.oecd.org/document/DAF/COMP/AR(2020)37/en/pdf
Germany	51 (43 EUR)	335		4474719																
Italy	69 (58.9 EUR)	280		2468700	(include budgets/staff for consumer protection activities)															https://one.oecd.org/document/DAF/COMP/AR(2020)17/en/pdf
UK	41.6 (33 GBP)	586	139	2950091	(139 members of staff worked in markets and mergers)															https://one.oecd.org/document/DAF/COMP/AR(2019)35/en/pdf

NOTE 1) US FTC revenue premerger filing fees 129,585 thousands (FY2019) https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/agency-financial-report-fy2019/ftc_agency_financial_report_fy2019.pdf

NOTE 2) US DOJ Antitrust Div. Filing Fee Revenue Amount Included in Appropriations Bill (\$ in thousands) in FY2019 136,000USD <<https://www.justice.gov/atr/appropriation-figures-antitrust-division>>

	日本	米国		EU	英国	ドイツ	カナダ
競争当局	JFTC	DOJ	FTC	EC	CMA	BKartA	CCB
経済分析の 関係部局	企業結合課	Economic Analysis Group, Antitrust Division	Bureau of Economics	Directorate-General for Competition及びそ の内部のthe Chief Competition Economist チーム	Enforcement Directorate 及び Market & Mergers Directorate,及び Office of the Chief Economic Advisor	一般政策課 (General Policy Division) 内の2ユ ニット (①競争政策 の経済問題、②デー タ分析・計量経済)	経済分析課 (Economic Analysis Directorate)
エコノミ スト人数	数名程度 (内、博士号取 得者2名程度)	博士号取得者 50名程度	博士号取得者 80名程度	140名程度 (内、博士号取得者30 名程度)	85名程度 (内、博士号取得 者20名程度)	50名程度 (内、博士号取得者 25名程度)	博士号取得者 10名程度

令和元年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費（我が国及び主要国での企業結合審査等における経済分析の活用等に関する調査））調査報告書」から

○内部資料の重要性

(内部資料 v パブリックドメインに属する情報は勿論、第三者・専門家がもつ情報・知見)

○ZDH・LINEにおける考慮

○自己に不利な文書を提出・作成しない動機と対応

内部資料

- 届出義務がなく、相談も行われなかった事例について
- 株式買増しについて
- 公取委が排除措置命令をしないとの通知を行った事例について
- 介入の必要性

企業結合完了後の審査等の可能性

抑制的であるべき理由

- ・ 企業結合審査で手抜き
- ・ 投資インセンティブへの悪影響（?）
- ・ 混乱等（?）

独占的状态の規制（8条の4）

2条7項柱書き

同種の商品の価額又は国内において供給された同種の役務の価額の政令で定める最近の一年間における合計額が千億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

「独占的状態の規制」の現代化

2条7項1号

当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率（当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適当でない場合[は]価額…）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。…）が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分之三を超えていること。

「独占的状態の規制」の現代化

2条7項2号

他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

◎重要性

「独占的状态の規制」の現代化

2条7項3号

当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること

「独占的状態の規制」の現代化

8条の4 第1項

独占的状态があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

「独占的状态の規制」の現代化

9条3項「事業支配力が過度に集中すること」の定義

- ・会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたつて著しく大きいこと、
 - ・これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと
 - ・これらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、
- 国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

事業支配力の過度集中規制（9条）も 現代化